平成２３年（フ）第６０号
長野県佐久市協和2329番地、前住所長野県佐久市協和2360番地１
債務者　小池さゆり
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１００２号
東京都八王子市館町1097番地館ケ丘団地２―１―302
債務者　藤森　洋一
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３号
静岡市清水区東大曲町５番36号　コンコルド東大曲店社員寮310号
債務者　飯山　直哉
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３５０号
静岡県藤枝市稲川１丁目10番11号
債務者　澤口　晴美
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月26日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２２９号
愛知県豊橋市有楽町59番地
債務者　伊藤　　紳
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時30分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２４０号
愛知県豊橋市新栄町字汐焼10番地　211、従前の住所北海道函館市桔梗町379番地47
債務者　原　　大輔
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２４２号
愛知県豊橋市南栄町字空池86番地　505
債務者　唐澤　　健
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年10月31日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第５６６号
川崎市川崎区小田２丁目12番19号土屋ハイツⅡ202
債務者　鈴木　和夫
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月８日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２９８号
青森県むつ市松森町６番26号
債務者　新田　満広
１　決定年月日時　平成23年８月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１０７号
東京都日野市万願寺４丁目31番地の14グランローズＢ201
債務者　井上めぐみ
１　決定年月日時　平成23年８月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２３号
北海道河東郡音更町ひびき野東町２－１－７レオパレスサツキⅡ204号室、住民票上の住所北海道帯広市西17条北２丁目56番14号
債務者　安保　千春（旧姓佐藤）
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月10日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月17日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４８５号
川崎市川崎区桜本１丁目18番10―706号　ソルシエ川崎
債務者　千葉　弘明
１　決定年月日時　平成23年８月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年11月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２３年（フ）第３２９号
千葉県市原市北国分寺台５丁目５番地５
破産者　斉藤化工機有限会社
１　決定年月日　平成23年８月29日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３８号
札幌市北区篠路２条８丁目３番25号
破産者　三成機械産業株式会社
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３３４号
千葉県市原市八幡北町３丁目９番13号
破産者　有限会社八幡企業
１　決定年月日　平成23年８月30日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係